

令和5年度 交通事故ゼロを目指す 交通安全県民運動実施要綱

運動の重点

【最重点】

子どもと高齢者の交通事故防止

【重点】

- 1 交通ルールの遵守とマナーの向上
- 2 自転車の安全利用の推進
- 3 全ての座席のシートベルトと
チャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転の根絶
- 5 早朝、夕暮れ時、夜間における交通事故防止



令和4年度JA共済鹿児島県小・中学生
第50回交通安全ポスターコンクール
鹿児島県知事賞



令和4年度JA共済鹿児島県小・中学生
第50回交通安全ポスターコンクール
鹿児島県警察本部長賞



令和4年度JA共済鹿児島県小・中学生
第50回交通安全ポスターコンクール
鹿児島県教育委員会賞

鹿児島県交通安全対策会議
鹿児島県交通安全県民運動推進協議会

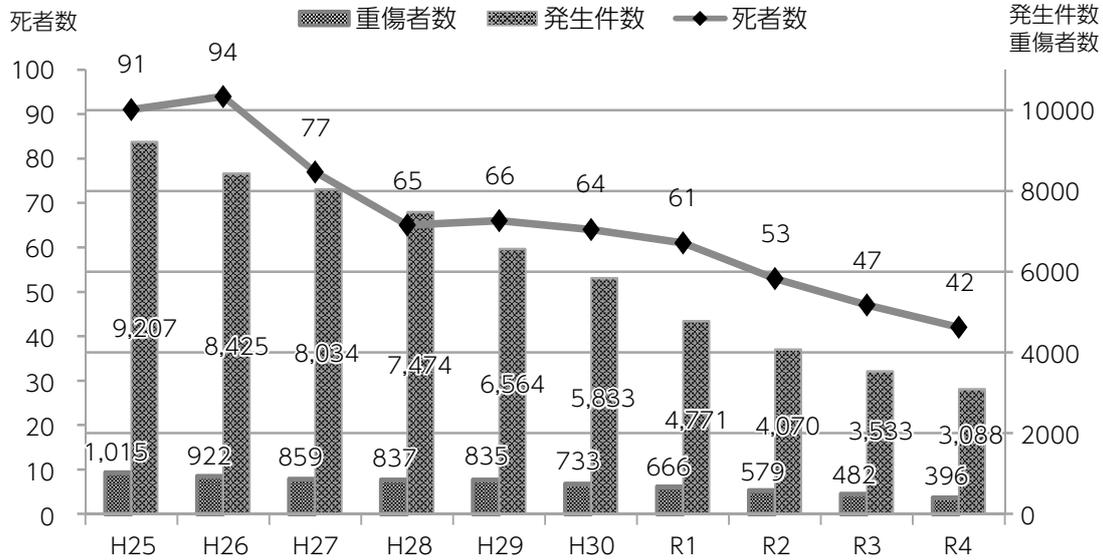


～令和4年中の交通事故情勢について～

本県の令和4年中の交通事故は、発生件数は3,088件で前年より444件、死者数は42人で前年より5人、重傷者数は396人で前年より86人減少しました。

※第11次鹿児島県交通安全計画における抑止目標 「年間の交通事故死者数(24時間以内)43人以下、重傷者数400人以下」

鹿児島県の交通事故発生状況の推移 (H25～R4)



都道府県別人口10万人あたりの交通事故死者数

順位 (ワースト)	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
	都道府県名 (死者数)						
1位	徳島 (6.5)	福井 (5.9)	福井 (5.3)	徳島 (5.6)	香川 (6.2)	徳島 (4.4)	岡山 (3.9)
2位	福井 (6.5)	愛媛 (5.7)	富山 (5.1)	鳥取 (5.5)	福井 (5.3)	山梨 (4.0)	岐阜 (3.8)
3位	香川 (6.3)	山口 (5.7)	三重 (4.8)	香川 (4.9)	高知 (4.9)	香川 (3.9)	高知 (3.8)
12位	福島 (4.7)	山梨 (4.5)	茨城 (4.2)	福井 (4.0)	宮崎 (3.4)	岡山 (3.0)	山梨 (3.1)
13位	新潟 (4.6)	佐賀 (4.3)	秋田 (4.2)	岡山 (4.0)	鹿児島 (3.3)	鹿児島 (3.0)	岩手 (3.1)
14位	山口 (4.6)	熊本 (4.1)	徳島 (4.2)	熊本 (3.9)	岡山 (3.3)	奈良 (2.9)	熊本 (3.1)
15位	岐阜 (4.4)	鹿児島 (4.0)	高知 (4.1)	鹿児島 (3.8)	栃木 (3.1)	秋田 (2.9)	宮崎 (3.0)
16位	佐賀 (4.2)	高知 (4.0)	福島 (4.0)	茨城 (3.7)	山口 (3.1)	栃木 (2.9)	大分 (2.9)
17位	山梨 (4.2)	和歌山 (4.0)	鹿児島 (3.9)	島根 (3.7)	福島 (3.1)	岩手 (2.9)	佐賀 (2.9)
18位	石川 (4.2)	滋賀 (3.9)	和歌山 (3.8)	岩手 (3.6)	鳥取 (3.1)	佐賀 (2.8)	新潟 (2.8)
19位	和歌山 (4.1)	宮崎 (3.8)	山口 (3.8)	宮崎 (3.6)	静岡 (3.0)	宮崎 (2.8)	滋賀 (2.7)
20位	岡山 (4.1)	大分 (3.8)	佐賀 (3.6)	大分 (3.6)	茨城 (2.9)	富山 (2.8)	鹿児島 (2.7)
21位	宮崎 (4.1)	長野 (3.8)	岡山 (3.6)	和歌山 (3.5)	新潟 (2.9)	茨城 (2.8)	広島 (2.7)
24位	鹿児島 (3.9)	福島 (3.6)	熊本 (3.4)	富山 (3.2)	北海道 (2.7)	群馬 (2.6)	福島 (2.6)
45位	大阪 (1.8)	大阪 (1.7)	神奈川 (1.8)	大阪 (1.5)	沖縄 (1.5)	神奈川 (1.5)	埼玉 (1.4)
46位	神奈川 (1.5)	神奈川 (1.6)	大阪 (1.7)	神奈川 (1.4)	大阪 (1.4)	島根 (1.5)	神奈川 (1.2)
47位	東京 (1.2)	東京 (1.2)	東京 (1.0)	東京 (1.0)	東京 (1.1)	東京 (0.9)	東京 (0.9)

※人口は総務省統計局の推計人口及び国勢調査人口（前年10月1日現在）である。

運動の目的

県民一人ひとりが交通安全を自分自身のこととして捉えるとともに、交通ルールとマナーを遵守し、思いやりとゆすり合いの心を持って、主体的に交通安全活動を実践することにより、県民総ぐるみで悲惨な交通事故を防止することを目的とする。

運動の期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

年間スローガン

ルールとマナー みんなで守ろう 鹿児島路

運動の進め方

- 本実施要綱は、令和5年2月、県交通安全対策会議幹事及び県交通安全県民運動推進協議会常任委員による合同会議において決定したものである。
- 第11次県交通安全計画で定めた年間の交通事故死者数を「43人以下」、重傷者数を「400人以下」とする抑止目標を継続的に達成するため、関係機関・団体が緊密な連携のもとに強力な死亡事故抑止の取組を行う。
- 各推進機関・団体は、組織の特性や実態に応じた活動を積極的に推進し、この運動が真に県民総ぐるみの運動として県民に浸透し、効果があがるように努める。
- 県民は、「交通安全の主役は自分自身である。」ことを自覚し、本運動の推進事項を着実に実践する。

各季の交通安全運動

5月11日（木）～5月20日（土） 春の全国交通安全運動
7月11日（火）～7月20日（木） 夏の交通事故防止運動
9月21日（木）～9月30日（土） 秋の全国交通安全運動
12月10日（日）～1月10日（水） 年末年始の交通事故防止運動

日を定めて実施する運動

「交通事故死ゼロを目指す日」（全国統一）5月20日（土）、9月30日（土）

5月20日・9月30日を「交通事故死ゼロを目指す日」と定め、交通安全に対する県民の更なる意識の向上を図るとともに、県民一人ひとりが交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践する。

「ライト点灯の日」10月10日（火）

10月10日を「10（テン）10（とお）」の語呂合わせで、「ライト点灯の日」と定め、県民に「3（サン）ライト運動」の周知徹底を図るとともに、早朝、夕暮れ時、夜間における交通事故防止を目的とした諸対策を展開する。

「高齢者交通安全の日」毎月15日

毎月15日を「高齢者交通安全の日」と定め、県民総ぐるみで高齢者を保護するための諸対策を効果的に展開し、高齢者を交通事故から守り、高齢者が安全で安心できる道路交通の実現を目指す。

「交通安全の日」毎月20日

毎月20日を「交通安全の日」と定め、県民一人ひとりが、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践し、県民の交通安全意識の高揚を目指す。

運動の最重点

子どもと高齢者の交通事故防止

現状

令和4年中の交通事故件数(3,088件)のうち、65歳以上の高齢者が関連する交通事故は1,394件発生しており、全体の約45%を占めています。

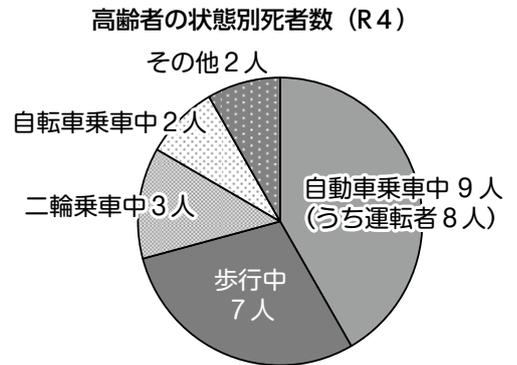
また、平成15年以降、20年連続で65歳以上の高齢者の交通事故死者数が全死者数の過半数を占めています。また、中学生以下の子どもが関連する交通事故は、407件発生しており、歩行中負傷者の約4割が誤った歩行、自転車乗用中の全負傷者が誤った通行でした。

※子どもの負傷者(歩行中、自転車乗用中)は、第1・2当事者の数値

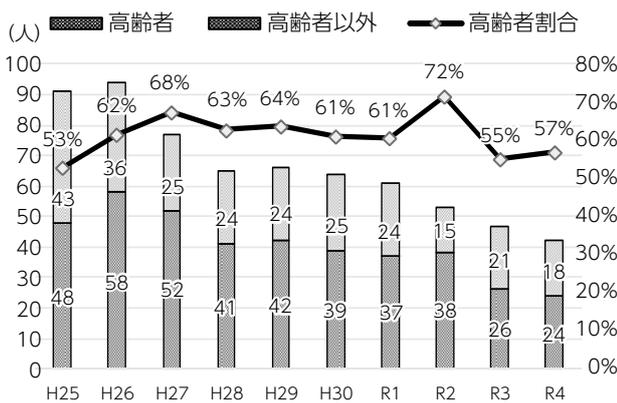
【令和4年中の全死亡事故における高齢者事故の特徴】

- ・歩行中死者9人中7人が高齢者で、全体の約78%
- ・自動車乗用中死者18人中10人が高齢者で、全体の約56%
- ・自転車乗用中死者3人中2人が高齢者で、全体の約67%
- ・高齢死者24人の約6割(15人)は75歳以上
- ・死亡事故件数40件中、うち14件は、高齢運転者が第一当事者(原付以上)で、全体の35%

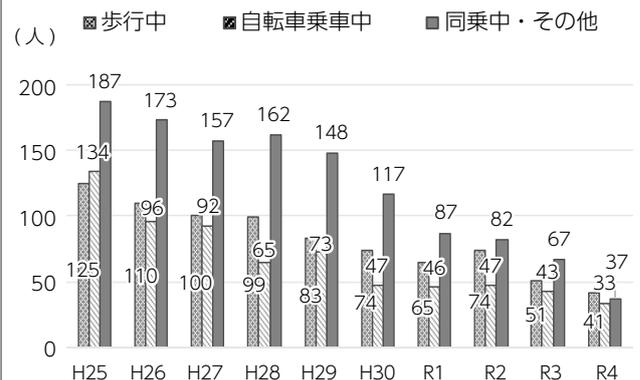
※第一当事者:交通事故の当事者間に過失(違反)の軽重差がある場合は、重い方の当事者をいいます。当事者の過失(違反)が同程度の場合は損傷の軽い方の当事者をいいます。



交通事故死者に占める高齢者の割合の推移



子どもの状態別負傷者数



対策

- 子どもや高齢者の交通事故の特徴等を踏まえた交通安全教育等の推進
- 通学路の安全点検や子どもを始めとする歩行者保護・誘導活動の実施
- 歩行者事故防止のための「プラス1(ワン)運動」の推進
- 高齢運転者の交通事故防止に有効な安全運転サポート車(サポカーS)の普及啓発
- 高齢運転者の安全運転相談窓口の周知と自主返納者に対する支援施策の充実

【プラス1(ワン)運動】道路中央付近でもう一度左の確認をプラス1、夜光反射材をプラス1、明るい服装をプラス1 **プラス1運動**

トピックス1

第33回高齢者交通安全 さつま狂句入賞作品

最優秀賞

○ 急げば事故 待っどマナーと 思いやい

優秀賞

- 返納しやい 無事故無違反 今ん内
- 良か運転や 慣れた道でん 甘も見らじ
- 突っ切らじ 横断歩道で 待つ信号

~Webを活用した 交通安全教育について~

アクセス方法

- チェストどんのさつま狂句で交通安全!
URL <https://www.youtube.com/@user-dz6so3qe6i>
YouTubeサイトで
- 交通安全教育動画
URL <https://youtu.be/-rQsygcS4rM>
YouTubeサイトで
- 交通安全クイズ、自転車チェックリスト
URL <https://www.pref.kagoshima.jp/ja23/20200805.html>
検索サイトで
- 指導者向けの交通安全教育のポイント(リーフレット)
URL <https://www.pref.kagoshima.jp/ja23/20200601.html>
検索サイトで

運動の重点

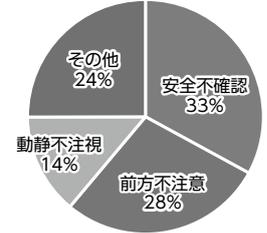
1 交通ルールの遵守とマナーの向上～横断歩道等における歩行者保護の徹底～

現状

交通事故の要因は、安全不確認や前方不注意、動静不注視が大半を占めており、運転中の安全確保のための基本的な注意が払われていません。また、歩行中では横断歩道横断時の事故が最も多く、死亡事故も発生しています。

歩行者の道路横断時の安全不確認や自転車利用者のスマートフォン使用等も問題となっており、運転者や歩行者の基本的な交通ルールとマナーが依然として守られていません。

法令違反別交通事故件数 (R4)
※車両の第1当事者



対策

- 思いやり運転による交通マナーの向上
- 道路（横断歩道を含む）における歩行者優先、歩行者保護の徹底
- 「あおり運転」が、悪質かつ危険な犯罪行為であることの周知
- スマートフォン等を利用しながらの「ながら運転・ながら歩き」の危険性の周知徹底

トピックス2

横断歩道は歩行者優先!!

～横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいても止まらない車は約6割～



一般社団法人日本自動車連盟（JAF）が、令和4年に全国調査した結果によると、信号機のない横断歩道で、歩行者が渡ろうとしている場面で、通過した車両7,540台中、停止した車両は3,003台と全体の39.8%でした。

また、本県については、38.0%と全国平均を下回り、九州では沖縄県、佐賀県、大分県に次ぐワースト4位という結果であり、横断歩道における歩行者の優先がまだまだ遵守されていない状況です。

※本県の状況 (R3 : 25.5%, R2 : 18.3%, R1 : 13.1%)

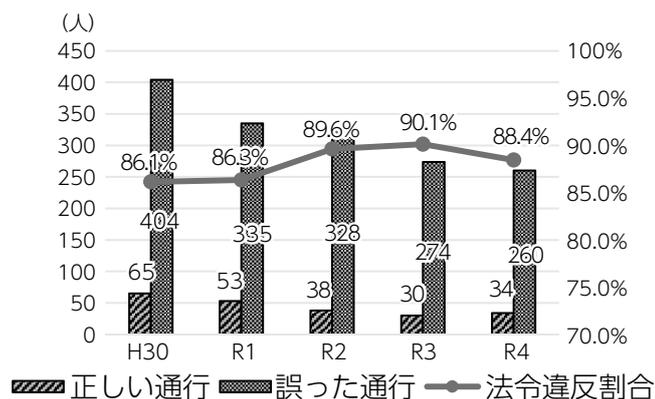
2 自転車の安全利用の推進

現状

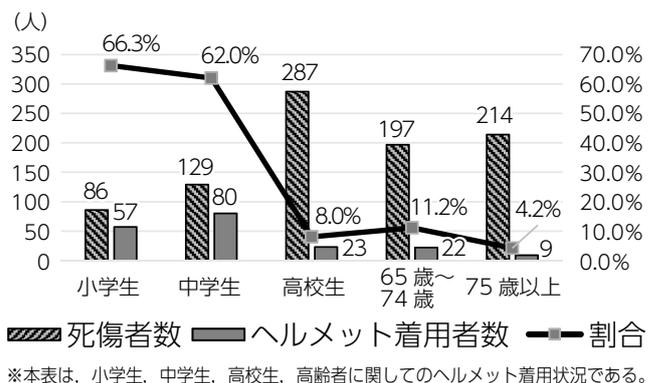
令和4年中の自転車に関連する交通事故は、発生件数300件（前年比-15件）、死者数3人（前年比-2人）、負傷者数294人（前年比-7人）と、発生件数、死者数、負傷者数ともに、前年よりわずかながら減少したものの、自転車乗車中に交通事故にあった死傷者の約9割に何らかの原因（法令違反等）があります。

また、自転車乗車中の死傷者は高校生や高齢者が多いにもかかわらず、ヘルメット着用率は依然として低い状況です。

自転車乗車中死傷者の法令違反割合の推移



自転車乗車中死傷者のヘルメット着用状況 (H30～R4の合計)



※本表は、小学生、中学生、高校生、高齢者に関するヘルメット着用状況である。

「かごしま自転車条例」の概要（主な施策）

- ① 自転車損害賠償保険等への加入
 - ・自転車利用者、自転車貸付業者、事業者の加入の義務
 - ・自転車販売業者の加入確認の義務
 - ② 乗車用ヘルメットの着用
 - ・自転車利用者は、同乗する幼児に着用させる義務
 - ・保護者は、中学生以下の子どもに着用させる義務
- ※ 全利用者のヘルメット着用は、努力義務となっています。



自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

※令和4年11月1日から新五則に改定（中央交通安全対策会議交通対策本部決定）

～ 自転車利用時のヘルメット着用について ～

警察庁の統計によると、自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方は、約6割が頭部に致命傷を負っています。また、自転車乗用中の交通事故においてヘルメットを着用していなかった方の致死率（注）は、着用していた方と比べて平成29年から令和3年までの5年間の合計で約2.2倍高くなっています。（注）：「致死率」とは、死傷者数に占める死者数の割合をいう。

交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることがとても重要です。

スポーツの時だけでなく、買物や通勤・通学等、日常生活で自転車に乗るときもヘルメットを着用して、頭部を保護しましょう。（自転車に乗る際のヘルメット着用を努力義務とする改正道路交通法が令和5年4月施行）

対策

- 「かごしま自転車条例」の理解促進
- 自転車利用者のヘルメット着用の推進
- 自転車利用者の自転車損害賠償保険等の加入徹底
- 自転車販売業者の自転車購入者に対する自転車損害賠償保険等への加入の有無の確認義務の周知徹底
- 自転車利用中の傘さしやスマートフォン、ヘッドホン、イヤホン等を使用することの危険性の周知



トピックス3

知っていますか？
緑色TSマーク



TSマークとは、自転車安全整備士が点検確認した普通自転車の貼付されるもので、このマークには、賠償責任保険と損害保険等が付いています。（付帯保険）

種別	賠償責任補償		
緑色TSマーク	死亡・傷害 ※示談交渉サービス付き	(限度額)	1億円
赤色TSマーク	死亡・重度後遺障害（1～7級）	(限度額)	1億円
青色TSマーク	死亡・重度後遺障害（1～7級）	(限度額)	1,000万円

【緑色TSマーク付帯保険の補償内容】

賠償責任補償	○死亡・傷害（全ての人身事故） ※示談交渉サービス付き	(限度額)	1億円
傷害補償	○入院15日以上	(一律)	5万円
	○死亡・重度後遺障害（1～4級）	(一律)	50万円

第三種TSマーク (緑色マーク)	第二種TSマーク (赤色マーク)	第一種TSマーク (青色マーク)
(3.5×3 cm)	(3.5×3 cm)	(3.5×3 cm)

令和4年12月1日から
第三種TSマーク（緑色マーク）
が運用開始になりました!!
詳しくは、最寄りの自転車安全
整備店で御確認下さい。

自転車に緑色TSマークで
安全・安心!

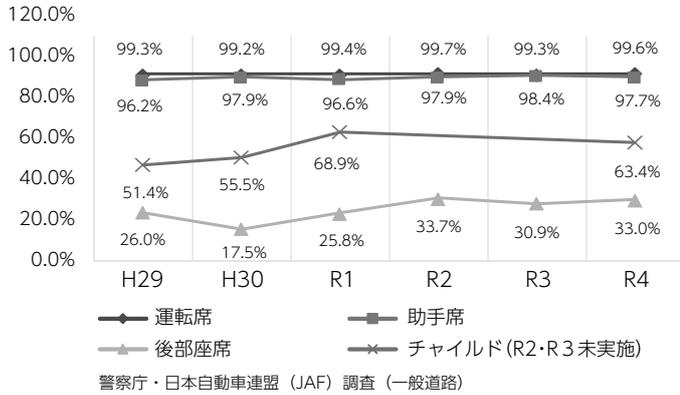
※公益財団法人日本交通管理技術協会HPから引用

3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

現状

本県は、令和4年中の一般道における後部座席のシートベルト着用率が33.0%で、全国平均の42.7%を約10ポイント下回っており、後部座席のシートベルト着用が徹底されていない状況です。また、令和4年中のチャイルドシート着用率については63.4%で全国平均の74.5%を約11ポイント下回っています。
(令和4年度の警察庁・JAF合同調査による調査結果)

一般道路におけるシートベルト着用率の推移



全席ベルト着用!!「します・させます」運動

運転者・同乗者
子ども(幼児)には
チャイルドシートを
させます

運転者・同乗者
後部座席を含む
全席にシート
ベルトをさせます

運転者
車を運転するな
らシートベルトを
します

同乗者
車に同乗するな
らシートベルトし
ます



対策

- 「全席ベルト着用!!『します・させます運動』」の推進
- シートベルトとチャイルドシートの着用等による安全効果についての理解促進
- 子どもの体格に合ったチャイルドシートの使用と確実な取付けの励行
- バスやタクシー乗車時のシートベルト着用の徹底



トピックス4

おでかけ前に運転時の注意ポイントをチェック!

日替わりで危険予知動画の問題が出題される
「交通安全3分トレーニング」に
チャレンジ!



詳細はこちら▼



JAF 交通安全3分トレーニング 🔍 検索

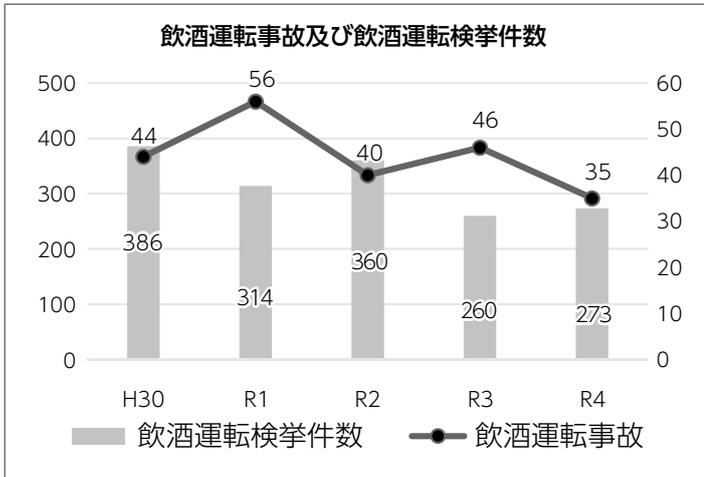
この動画は、日常生活で遭遇しそうな様々な場面を想定しています!!
身体と脳の始動に、ちょっと3分…。試してみてもいいかなでしょうか!!



4 飲酒運転の根絶

現状

令和4年中の飲酒運転事故は35件発生し、前年より11件減少したものの、うち2件が死亡事故で、2人（前年比-3人）が亡くなっています。また、飲酒運転検挙件数は273件（前年比+13件）であり依然として飲酒運転による検挙者が後を絶ちません。



飲酒運転8（やっ）せん運動

- 酒を飲んだら運転しません。
- 運転するなら酒は飲みません。
- 酒を飲んだ人には運転させません。
- 酒を飲んだ人には車は貸しません。
- 運転する人に酒はすすめません。
- 酒を飲んだ人の車には同乗しません。
- 使用者は、従業員に飲酒運転を命じたり、認めたりしません。
- 酒を飲んだら自転車も乗りません。



（注）アルコール検知器使用義務化規定は、当分の間、適用しない。（市場動向により適用予定）

対策

- 飲酒運転の危険性、悪質性についての周知
- 安全運転管理者による運転前後の目視による運転手の酒気帯びの有無確認とアルコール検知器使用の推進
- 家庭、地域、職場等における「飲酒運転を許さない環境づくり」の推進
- 「飲酒運転8（やっ）せん運動」と「ハンドルキーパー運動」の推進
- アルコールが身体に及ぼす影響や分解に要する時間等の正しい知識の理解促進

5 早朝、夕暮れ時、夜間における交通事故防止



現状

歩行中死者数については、過去3年間に於いて減少傾向にあるものの、令和4年中の歩行中死者9人中、6人が夜間（日没から日の出までの間）に事故にあい、その全員が夜光反射材非着用でした。

早朝、夕暮れ時、夜間は、運転者が、道路上の歩行者に気付きにくくなるため、重大事故につながる危険性が高くなります。

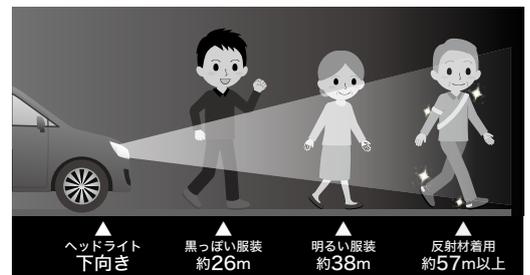
歩行中の死者数及び夜光反射材着用状況の推移

	H30	R1	R2	R3	R4
全歩行中死者	22	27	21	14	9
うち夜間歩行中	16	16	15	4	6
構成率	72.7%	59.3%	71.4%	28.6%	66.7%
うち反射材使用	1	1	1	0	0

夜光反射材の着用は、夜間の事故防止に有効です！



下向きライト時の夜光反射材着用時の見え方



対策

- 早朝、夕暮れ時、夜間における明るい色の服装や夜光反射材用品着用の徹底
- 「3（サン）ライト運動」の実践（特に早めの点灯と夜間の原則上向きライト点灯）
- 街頭での交通安全指導及び歩行者保護・誘導活動の推進
- 自転車利用者の夜間におけるライト点灯の徹底と夜光反射材用品の取付け等の推進

運動の重点別の推進事項

<p>子どもと高齢者の交通事故防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通学路の安全点検や子どもを始めとする歩行者保護・誘導活動の実施 ○ 外出する子どもへの安全に関する具体的な注意，声かけの励行 ○ 子どもを見かけたら減速，徐行をするなど「思いやり運転」の励行 ○ 高齢者に対する積極的な声かけによる注意喚起 ○ 高齢運転者や高齢歩行者に対する「思いやり運転」の推進 ○ 歩行者事故防止のための「プラス1（ワン）運動」の推進 ○ 高齢運転者の交通事故防止に有効な「サポカーS」の普及啓発 ○ 高齢運転者の安全運転相談窓口の周知と自主返納者に対する支援施策の充実 ○ 参加・体験・実践型の交通安全教室への参加の促進 ○ 高齢者の移動を伴う日常生活を支える施策の充実 ○ 高齢運転者に優しい道路環境の構築
<p>交通ルールの遵守とマナーの向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的な交通法規の遵守の徹底 ○ 「思いやり運転」による交通マナーの向上 ○ 道路（横断歩道を含む）における歩行者優先，歩行者保護の徹底 ○ 「あおり運転」が，悪質かつ危険な犯罪行為であることの自覚と周知 ○ 「ながら運転・ながら歩き」の危険性等の周知 ○ 速度超過や無謀運転による交通事故の危険性や悲惨さを理解させる指導，教育の実践
<p>自転車の安全利用の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「かごしま自転車条例」の更なる理解促進と遵守の徹底 ○ 自転車利用者のヘルメット着用の推進と自転車損害賠償保険等の加入徹底 ○ 自転車販売業者の自転車購入者に対する自転車損害賠償保険等への加入の有無の確認義務の周知徹底 ○ 「自転車安全利用五則」の遵守と周知 ○ 自転車利用中の傘さし，スマートフォン・ヘッドホン・イヤホン使用等の危険性の周知 ○ ハンドル，ブレーキ，ライト等車体の点検整備の励行
<p>全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「全席ベルト着用!!『します・させます運動』」の推進 ○ シートベルト着用とチャイルドシート使用の必要性和着用による安全効果についての理解促進 ○ 子どもの体格に合ったチャイルドシートの使用と確実な取付けの励行 ○ バスやタクシー乗車時のシートベルトの着用の徹底
<p>飲酒運転の根絶</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転の危険性，悪質性についての周知 ○ 安全運転管理者による運転前後の目視による運転手の酒気帯びの有無確認とアルコール検知器使用の推進 ○ 家庭，地域，職場等における飲酒運転を許さない環境づくりの推進 ○ アルコールが身体に及ぼす影響（判断力や反射神経の低下等）の自覚と周知 ○ 「飲酒運転8（やっ）せん運動」と「ハンドルキーパー運動」の推進
<p>早朝，夕暮れ時，夜間における交通事故防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 早朝，夕暮れ時，夜間における明るい色の服装や夜光反射材用品着用の徹底 ○ 「3（サン）ライト運動」の実践（特に早めの点灯と夜間の原則上向きライト点灯） ○ 街頭での交通安全指導及び歩行者保護・誘導活動の推進 ○ 自転車利用者の夜間のライト点灯の徹底と夜光反射用品の取付け等の推進

各推進機関・団体の実施事項

<p>各推進機関・団体の共通実施事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通死亡事故減少に向けた関係機関・団体間の連携強化 ○ 各季交通安全運動，「高齢者交通安全の日」，「交通事故死ゼロを目指す日」等の活動の積極的な推進 ○ 高齢者の総合的な交通事故防止対策の推進 ○ 「全席ベルト着用!!『します・させます運動』」等シートベルト・チャイルドシート着用向上対策の推進 ○ 「3（ライト）運動」の展開を中心とした，早朝，夕暮れ時，夜間における交通事故防止活動の推進 ○ 「飲酒運転8（やっ）せん運動」等，飲酒運転根絶運動の推進 ○ かごしま自転車条例の周知啓発 ○ 所属職員に対する交通安全運動の周知徹底 ○ 組織の実情に応じた各種交通安全街頭キャンペーン，講習会等の開催 ○ ポスター，のぼり旗，横断幕等による広報・啓発活動の推進 ○ 交通安全に関する各種情報の提供 ○ セーフティ・チャレンジ交通安全コンテストへの積極的な参加
<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全対策会議，交通安全県民運動推進協議会の運営等 ○ 第11次鹿児島県交通安全計画の展開，令和5年度交通安全実施計画の作成 ○ 交通安全県民運動の効果的な推進 ○ 市町村，関係機関・団体に対する交通安全運動の協力要請と指導 ○ 交通安全教育・広報活動の推進 ○ 高齢歩行者交通事故抑止対策の推進 ○ 交通事故相談など被害者対策の推進 ○ 交通安全講話の積極的推進 ○ 交通安全教育用教材（DVD等）の貸出し
<p>市 町 村</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村交通安全計画の作成 ○ 交通安全推進体制の確立と交通安全推進会議の定期的な開催 ○ 関係機関・団体に対する交通安全運動の協力要請と指導の推進 ○ 地域の交通事故実態に合わせた自主的な交通事故防止施策の推進 ○ ポスター，チラシ，広報車，広報誌等による広報活動の推進と参加・体験型交通安全教育の充実・強化 ○ 交通指導員に対する指導と街頭活動の活発化 ○ 駐車，駐輪対策の推進 ○ 安全施設，通学路等の点検整備 ○ 高齢者元気度アップ・ポイント事業等のポイント対象活動への「交通安全教育」の導入 ○ 運転免許自主返納者に対する交通手段の確保等及び運転免許自主返納メリット制度の周知促進
<p>警 察</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通死亡事故抑止対策の推進 ○ 高齢者の交通事故防止対策の推進 ○ 効果的な交通安全教育の推進 ○ 自治体と連携した交通安全活動の推進 ○ 交通事故分析結果の積極的な広報 ○ 悪質・危険性，迷惑性の高い違反を重点とした指導取締りの強化 ○ 総合的な自転車事故防止対策及び駐車対策の推進 ○ 効果的な交通規制と交通安全施設の整備 ○ 迅速・適正な運転免許事務の推進
<p>教育関係機関・団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児・児童・生徒に対する交通安全教育の充実・強化 ○ 自転車の正しい乗り方，交差点の安全な通行方法の指導の徹底 ○ 児童・生徒等交通事故防止対策連絡会の開催 ○ 学校における関係機関・団体等と連携した交通事故防止対策連絡協議会の設置及び登下校時の保護・誘導活動の徹底 ○ 交通安全教育指導者の育成 ○ 児童・生徒等「交通事故防止ゼロ月間」運動の推進 ○ 広報誌，連絡表等による児童及び保護者への広報活動の推進 ○ 高校生に対する二輪車運転技能講習会等の実施 ○ 交通安全に関する図画・作文募集等による交通安全意識の高揚

<p>道路管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種交通安全施設の点検・整備と道路障害情報の迅速な提供 ○ 自転車事故防止対策としての自転車利用環境の整備 ○ 路上の物件放置や道路不正使（占）用の禁止の指導徹底 ○ 交通事故防止に配慮した交差点改良の推進 ○ 事故多発地点現場診断や交通危険箇所点検による道路改良整備 ○ 高速道路利用者に対する交通安全広報の徹底 ○ 交通安全総点検による取組を通じての交通安全の確保 ○ 生活道路、通学路等における安全対策の推進
<p>交通安全協会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報車、立て看板、のぼり旗、チラシ等による広報・啓発の推進 ○ 高齢者家庭交通安全訪問指導の推進 ○ 全世代に対する参加・体験型交通安全教育の充実 ○ 積極的なチャイルドシート貸出し等によるチャイルドシート着用の促進及び啓発活動の推進 ○ 夜光反射機能付き交通安全用品等の普及・促進 ○ 電動車いす、自転車、原付車等の運転技能講習会の実施 ○ 歩行者・自転車シミュレータの活用による交通安全指導の推進 ○ 飲酒運転根絶のためのハンドルキーパー運動の推進 ○ 高齢者、幼児・児童交通安全指導員の養成
<p>安全運転管理協議会 運輸支局 自動車安全運転センター 自動車事故対策機構 各自動車・二輪関係機関団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所における安全運転管理の徹底 ○ 安全運転管理者等の資質の向上と事業所内での安全教育の推進 ○ 事業所等におけるマナーアップの指導強化 ○ 過積載・過労運転・速度違反・駐車違反の防止対策の推進 ○ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実 ○ 事業所に対する車両の点検整備と整備管理の周知徹底 ○ 整備管理者選任事業所に対する整備管理者研修会の実施 ○ グッドライダー・防犯登録制度の推進、グッドライダーミーティングの開催 ○ 二輪車安全運転推進運動の実施 ○ 街頭検査及び無保険車両の街頭指導の実施 ○ 二輪車通学高校生に対する運転技能講習会・車両点検の実施 ○ シートベルト、ヘルメットの正しい着用指導の広報徹底
<p>交通安全母の会 各地域活動推進機関・団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全意識の高揚・母親指導者の育成活動の推進 ○ 交通安全家族会議の推進 ○ 「命を守る旗リレー」の積極的な展開 ○ 高齢者家庭交通安全訪問指導の推進 ○ 「交通事故をなくす県民運動」の積極的な推進 ○ 飲酒運転根絶の広報啓発活動の推進 ○ 効果的な交通安全街頭キャンペーンの実施
<p>自動車教習関係機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教習生、卒業生に対する安全教育の徹底 ○ 取消処分者講習等再教育の講習内容の充実 ○ 地域の交通安全活動に対する積極的な協力 ○ 高齢者講習等における講義内容の充実及び実車による運転方法の指導
<p>社会福祉協議会 老人クラブ連合会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県、県警との連携強化 ○ 各種会合等における交通安全指導の実施 ○ 高齢者交通安全教室の開催 ○ 高齢者の交通安全活動への積極的な参加の呼びかけ ○ 交通安全シルバーリーダーの育成 ○ 警察が実施する「死亡事故現場診断」への積極的な参加
<p>自転車関係機関・団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ かごしま自転車条例と「自転車安全利用五則」の周知徹底 ○ 自転車に対する街頭指導及び点検整備の実施 ○ T S マークの普及 ○ 自転車用夜光反射材の普及と備え付けの促進 ○ 自転車の正しい乗り方や交差点の安全な通行方法の指導の徹底 ○ 自転車保険への加入勧奨と必要な情報の提供及び助言
<p>九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社 肥薩おれんじ鉄道株式会社</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 踏切事故防止の広報活動の強化 ○ 踏切安全通行のための指導、踏切脱出訓練、運転者のマナーアップ指導の強化 ○ 踏切道保安設備の点検整備

鹿児島県交通安全県民運動推進協議会機関・団体名

鹿児島県	鹿児島県信用金庫協会	鹿児島県舗装協会
鹿児島県議会	日本自動車連盟鹿児島支部	鹿児島県土地改良事業団体連合会
鹿児島県警察本部	鹿児島県商工会連合会	鹿児島県建設業協会
鹿児島県教育委員会	鹿児島県銀行協会	鹿児島県造園建設業協会
鹿児島県市長会	鹿児島県商工会議所連合会	鹿児島県弁護士会
鹿児島県町村会	鹿児島県労働基準協会	鹿児島県医師会
鹿児島県市議会議長会	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社	鹿児島県PTA連合会
鹿児島県町村議会議長会	鹿児島県交通安全協会	鹿児島県青少年育成県民会議
九州地方整備局鹿児島国道事務所	鹿児島県安全運転管理協議会	鹿児島県公民館連絡協議会
九州地方整備局大隅河川国道事務所	鹿児島県指定自動車教習所協会	鹿児島県地域女性団体連絡協議会
九州運輸局鹿児島運輸支局	全国自動車運転教育協会鹿児島支部	鹿児島県交通安全母の会連絡協議会
鹿児島県労働局	鹿児島県高速道路交通安全協議会	鹿児島県防犯協会
鹿児島県地方気象台	自動車安全運転センター鹿児島県事務所	鹿児島県青年団協議会
鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会	自動車事故対策機構鹿児島支所	日本青年会議所九州地区鹿児島支部協議会
鹿児島県連合校長協会	日本道路交通情報センター鹿児島支所	鹿児島県私立幼稚園協会
鹿児島県交通安全教育研究協議会	西日本高速道路株式会社九州支社鹿児島高速道路事務所	鹿児島県建築協会
鹿児島県社会福祉協議会	鹿児島県中小企業団体中央会	全国共済農業協同組合連合会鹿児島県本部
鹿児島県老人クラブ連合会	ユニバーサル国際協会337D地区第二支部	鹿児島県農業協同組合中央会
鹿児島県身体障害者福祉協会	日本ボーイスカウト鹿児島県連盟	鹿児島県信用農業協同組合連合会
鹿児島県視覚障害者団体連合会	ガールスカウト日本連盟鹿児島県支部	鹿児島県経済農業協同組合連合会
鹿児島県聴覚障害者協会	鹿児島県スポーツ少年団	鹿児島県厚生農業協同組合連合会
鹿児島県身体障害者協会連合会	鹿児島県トラック協会	鹿児島県酪農業協同組合
日本赤十字社鹿児島県支部	鹿児島県バス協会	鹿児島県漁業協同組合連合会
生命保険協会鹿児島県協会	鹿児島県過積載防止対策連絡会議	鹿児島県森林組合連合会
日本損害保険協会九州支部委員会鹿児島県損保会	鹿児島県タクシー協会	鹿児島県木材協同組合連合会
南日本新聞社	鹿児島個人タクシー事業協同組合	鹿児島県小売酒販組合連合会
南日本放送	鹿児島県自家用自動車協会	鹿児島県石油商業組合
鹿児島放送	鹿児島県軽自動車協会	鹿児島県砕石協同組合連合会
鹿児島テレビ放送	鹿児島県自動車整備振興会	鹿児島県砂利協同組合連合会
鹿児島読売テレビ	軽自動車検査協会鹿児島事務所	鹿児島県左官業協同組合
NHK鹿児島放送	鹿児島県二輪車普及安全協会	鹿児島県タイル工業協同組合
エフエム鹿児島	日本自動車販売協会連合会鹿児島県支部	日本労働組合総連合会鹿児島県連合会
鹿児島県広告協会	鹿児島県中古自動車販売商工組合	鹿児島県交通安全施設工事業協会
鹿児島県消防協会	鹿児島県レンタカー協会	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会
あなたの街の郵便局	鹿児島県自動車車体整備協同組合	鹿児島県交通被災者たすけあい協会
肥薩おれんじ鉄道株式会社	鹿児島県港湾漁港建設協会	N T T 西日本鹿児島支店

全108機関・団体

交通死亡事故多発警報制度について

交通死亡事故が連続・集中的に発生する傾向にある場合、交通死亡事故多発警報制度実施要領に基づき警報を発令し、各関係機関・団体においては、各種交通事故防止対策を実施する。

【発令基準】

- ◎ 全 県 警 報…10日間に県下で発生した交通死亡事故が5件に達したとき
- ◎ ブロック警報…各市町村広域ブロック（県内7ブロック）において、10日間に発生した交通死亡事故が3件に達したとき
（ただし、鹿児島ブロックにおいては、10日間に発生した交通死亡事故が4件に達したとき）

令和5年全国交通安全年間スローガン

- ◆ 運転者（同乗者を含む）へ呼びかけるもの

「運転は ゆとりとマナーの 二刀流」

- ◆ 歩行者・自転車利用者へ呼びかけるもの

「自転車に 乗るなら必ず ヘルメット」

- ◆ 子どもたちに交通安全を呼びかけるもの

「ペダルこぐ ぼくのあいぼう へるめっと」

交通安全コンテストに参加して無事故・無違反

本年度も、グループごとに無事故・無違反を競う「セーフティ・チャレンジ交通安全コンテスト」を、県下全域で実施します。

家庭や友人、職場等で参加し、安全運転を実践して無事故・無違反を達成しましょう。

お問い合わせ先 自動車安全センター 鹿児島県事務所 099-269-7575

交通事故でお悩みの方へ

交通事故でお悩みの方は、県の交通事故相談所にご相談ください。

相談は全て無料で秘密は固く守ります。

鹿児島県交通事故相談所 鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁1階 直通 099-286-2526
（相談時間は、県の休日を除く、月曜日から金曜日までの9：00～12：00、13：00～15：30）

※ 鹿屋・大島では、定期的に出張相談を行っています。詳細については県ホームページをご覧ください。

交通安全教育用教材の貸出しについて

県民の交通安全教育と交通安全思想の普及、啓発に役立てるため、県では交通安全教育用教材（DVD等）の貸出しを行っています。

なお、県ホームページにおいて教材名（DVDタイトル）の紹介を行っていますので貸出しを希望される方は、県ホームページ（暮らし・環境→消防・暮らし安全→暮らし安全→交通安全→交通安全情報）をご覧ください。

★ 最寄りの地域振興局・支庁でも貸出しを行っています。問い合わせ先は下記のとおり。

鹿児島県交通安全対策会議・鹿児島県交通安全県民運動推進協議会

事務局：鹿児島県総務部男女共同参画局暮らし共生協働課暮らし安全係

電話：099-286-2523 F A X：099-286-5524

【MEMO】



熱い鼓動
風は南から

2023



燃ゆる感動 **かごしま国体**

—— 特別国民体育大会 ——

燃ゆる感動 **かごしま大会**

—— 特別全国障害者スポーツ大会 ——